

日本雑穀アワード 2019「業務用加工食品部門」応募規定

第1条（応募対象）

お米と一緒に炊飯する、ご飯に混ぜ込む、料理やサラダの具材やトッピングに使用する、製菓・製パンの原材料に利用する等、業務用食材として流通する雑穀加工食品（以下「商品」という。）を応募対象とします。雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産は問いません。

第2条（応募方法）

所定の応募用紙に必要な事項を記入し、商品エントリーフォーム、または、E-mail 添付にてご応募ください。審査に必要な商品サンプルについては、応募書類を確認後にご連絡いたします。

第3条（審査にかかる費用等）

審査料は、1商品につき5万円となります。応募書類受付後にご請求書を発行いたします。なお、金賞受賞時は、第11条におけるホームページ等への受賞マーク使用申込み（1年間または3年間いずれか）が必須となります。

第4条（審査方法）

審査は、当協会と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。1商品につき5名以上の審査員が審査基準に従って試食・採点し、その合計点をもって評価点数とします。

第5条（表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第 6 条 （審査結果の通知）

審査結果は E-mail にてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第 7 条 （受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、メディア関係者等に広くリリースいたします。なお、銀賞、銅賞、及び表彰されなかった商品を含めて、金賞受賞以外の商品については、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。ただし、応募企業が受賞について発表している場合は、ご紹介することがあります。

第 8 条 （受賞の有効期間）

受賞商品は受賞後 3 年間に限り、受賞したことの広告や紹介、及び、受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第 9 条 （受賞広告の方法）

受賞商品名、受賞内容、受賞年度について、わかりやすく明記してください。また、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用しての広告はできません。

第 10 条 （受賞マークの種類）

受賞マークは、金賞受賞商品そのものを対象とした「業務用加工食品部門 金賞マーク」、及び金賞受賞商品を原材料に使用した食品に対する「金賞受賞原材料使用マーク」の 2 種類があります。

第 11 条 （受賞マークの使用）

「業務用加工食品部門 金賞マーク」、及び、「金賞受賞原材料使用マーク」をホームページ、チラシ、POP 等に使用する場合は、受賞 1 商品につき以下の費用がかかります。

4 万円／年間、10 万円／3 年間一括

第 12 条 （商品への金賞受賞原材料使用マーク使用）

「金賞受賞原材料使用マーク」は、金賞受賞商品を使用した、そのまま食することのできる一般消費者向けの最終製品としての食品に対して、使用することができます。なお、使用にあたり、以下の費用が必要になります。

商品印刷、独自作製シール 1.5 円／枚
協作作製貼付用シール提供 3.0 円／枚

第 13 条 （受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに当協会までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、同一商品と認められない場合があります。

第 14 条 （その他）

受賞後に、受賞商品または応募企業において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断してご案内いたします。当応募規定に掲載している各費用には、別途消費税がかかります。

制定日：2019 年 7 月 1 日
一般社団法人 日本雑穀協会